

振込事務手数料および互助会費算定方法

振込事務手数料(2020年5月1日以降処理分)

・実際に発生する振込手数料

浅沼組協力業者労働災害互助会費

業 種 別		会費徴収率
1 (A級)	大工工事、土木工事、とび工事、鉄筋工事、研り工事、左官工事、その他労務請負業者	実支払金(円) × $\frac{11}{10,000}$
2 (B級)	塗装工事、吹付工事、防水工事(モルタル)、杭打工事、スレート工事、鋳工事、タイル工事、電気工事、給排水衛生工事、一括業者(建築土木共)	実支払金(円) × $\frac{10}{10,000}$
3 (C級)	鉄骨工事、防水工事(アスファルト)、テラゾー工事、ブロック工事、製作金物工事、空調工事、重機工事、硝子工事、家具工事、内装工事、木製建具工事、鋼製建具工事、運送業	実支払金(円) × $\frac{7}{10,000}$
4 (D級)	その他工事	$\frac{5}{10,000}$
5 (E級)	材料納入業者	$\frac{1}{10,000}$

※非登録業者は 1/10,000 を徴収する場合があります。

(注)但し、株式会社浅沼組の安全衛生協力会正会員については、上記A級～D級の業種に該当する工事を行う場合は、各会費徴収率により、それぞれ3/10,000を減ずる。